



つばさ支援基金 第4期助成について

つばさ支援基金の概要

つばさ支援基金は、「NPO法人血液情報広場・つばさ」が2010年10月から開始し継続している助成基金です。長期にわたって慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群、消化管間質腫瘍、多発性骨髄腫の治療費を払い続けてきて、諸般の事情から、月額44,400円の支払いに困難が生じてきているという方々、医療費助成の申請を受け付けます。

つばさ支援基金の態勢

1997年から電話相談を継続して来たつばさは、近年の相談内容の傾向から「経済情勢の悪化によって、長期の治療を断念する人もあり得る」ことを危惧しました。このつばさの呼びかけに製薬会社や一般支援者からの寄附が集まり、臨床医、医療経済学、法学の各方面からアドバイザーが参集して諮問委員会を構成しています。

今期の助成

第3期まで助成を受けて来られた方も継続して受けていただけますので、手続きを欠かさないでください。

特定非営利活動法人 血液情報広場・つばさ
理事長 橋本 明子

つばさ支援基金へのお問い合わせ

つばさ支援基金(日本臨床研究支援ユニット 臨床研究コールセンター)

 **フリーダイヤル 0120-711-656**

(月～金 10:00～17:00)

ご寄付、その他につきましての一般お問い合わせ

NPO法人 血液情報広場・つばさ


Tel : 03-3207-8503 (月～金 12:00～17:00)

Mail : kikin@tsubasa-npo.org

Web : <http://tsubasa-npo.org/>

がんについて、治療や過ごし方などの一般ご相談

がん電話情報センター

 **ナビダイヤル 0570-055-224** (月～金 12:00～17:00)

つばさ支援基金に寄付をお願いします

助成範囲を広げ、他疾患やより多くの方々に助成するために、つばさ支援基金にご協力をお願いします。

振り込み口座

三井住友銀行 高田馬場支店

普通口座 4586314

口座名 特定非営利活動法人血液情報広場・つばさ

郵便振替口座

口座番号 00160-8-763625

口座名称 つばさ支援基金

「NPO法人血液情報広場・つばさ」について

血液疾患の治療と、医療や闘病に関する最新情報を、患者・家族の視点で収集・情報発信しているNPO法人です。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://tsubasa-npo.org/>

NPO法人 血液情報広場つばさ

慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群、
消化管間質腫瘍、多発性骨髄腫のための

医療費助成基金 第4期助成

つばさ支援基金

つばさ支援基金へのお問い合わせ

 **0120-711-656**

(月～金 10:00～17:00)



第4期助成：2012年4月～2012年9月分まで

一定の年収条件で
高校生までの子どもがいる家庭への助成もあります！

慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群、
消化管間質腫瘍、多発性骨髄腫の医療費

上記4種の疾患で、控除後年収が168万円までか、高校生までのお子さんがある
別項の年収条件を満たす家庭の患者さん(詳細はお問い合わせください)

最新情報はサイトでご確認ください

<http://kikin.tsubasa-npo.org/>

つばさ支援基金より 第4期助成のお知らせ

助成対象疾患

- ・慢性骨髄性白血病 (CML)
- ・骨髄異形成症候群 (MDS)
- ・消化管間質腫瘍 (GIST)
- ・多発性骨髄腫 (MM)

助成対象条件として「高校生までの子どもがいる家庭」が追加されています。詳細は中折、指標の欄をご参照ください。

是非、本基金が1人でも多くの患者さんの治療継続に役立ちますようお願い申し上げます。

つばさ支援基金

(日本臨床研究支援ユニット 臨床研究コールセンター)

 フリーダイヤル 0120-711-656

(月～金 10:00～17:00)

2012年4月～2012年9月

第4期助成を希望する方へ

助成金額

医療費助成は月ごとの申請に基づいて行われます。高額療養費制度を利用して、ひと月の医療費自己負担が44,400円以上となった場合、2万円を助成認定後にご指定の口座に振り込みます。

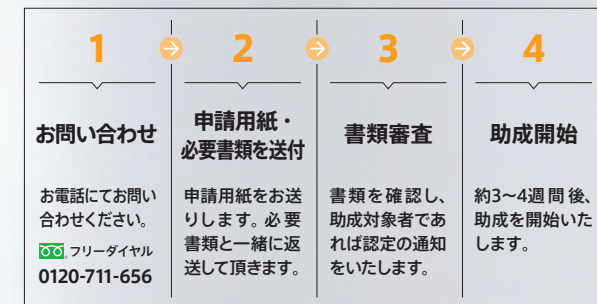
対象となる方の条件と該当すべき指標

- 条件**
- **慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群、消化管間質腫瘍、多発性骨髄腫** で治療開始から1年以上の方々。ただし疾患によって状態条件がやや異なりますので、詳細はお問い合わせください。
 - 70歳未満であること。
- 指標**
- 高額療養費制度において所得区分が「一般B」に該当すること。
 - **世帯(同居、別居に関わらず生計を一にする家族)の2011年の所得合計が下記のいずれかであること。**
 - ・168万円以内の家庭の、対象疾患4種いずれかの成人患者
 - ・240万円以内の家庭で、高校生までの子どもが1人以上の家庭の、対象疾患4種いずれかの成人患者
 - ・380万円以内の家庭で、高校生までの子どもが2人以上の家庭、対象疾患4種のいずれかの成人患者
- なお、対象となる患者さんが世帯の主たる生計者である必要はありません。

経済的な事情によって
治療をあきらめないでください



助成の流れ



申請書類等、詳細はコールセンターにお問い合わせください。

※ なお、この基金は民間からの寄付によって設立、運営されているものであり、助成の総額は限られています。そのため、予想よりも多くの申請があった場合、助成基準や助成金額の見直し、同月内における低所得者の方の優先、期の途中での申請受付の中断等を行う可能性があります。どうかご了承下さい。

MEMO 「所得」とは

「所得」とは税務上の所得金額を指し、給与所得者の給与支給額などとは異なります。所得金額を確認するには以下の方法があります。

給与所得者の方

2012年1月頃に会社から送付された2011年の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている金額

個人事業主、年金受給者など、2011年の確定申告を行った方

確定申告書(A、Bとも)第1表の「所得金額」の合計欄に記載されている金額